

令和2年度環境省委託業務報告書

令和2年度
石綿読影の精度に係る調査（大阪市）
委託業務報告書

令和3年3月

大阪市

目次

項目	頁
I. 委託業務の目的	1
II. 委託業務を行う場所	
III. 委託業務の実施期間	
IV. 委託業務の実施内容	
1. 参加対象者	
2. 実施方法	
(1) 石綿読影の精度に係る調査	
(ア) 広報活動	
(イ) 受付、問い合わせ対応	
(ウ) 石綿ばく露の把握	
(エ) 石綿関連疾患の評価	2
a) 胸部エックス線検査画像の取り寄せ及び1次読影	
b) 精密検査	
(オ) 会議等への参加	
(2) 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査	
(ア) 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査への協力	
3. 委託業務報告	
(1) 令和2年度石綿読影の精度に係る調査報告	4～7
(2) 参考資料	8～20

I. 委託業務の目的

石綿関連疾患患者数は今後も増加が予想されており、石綿による健康被害の早期発見、早期救済が課題である。環境省では、石綿検診（仮称）モデルの実施に伴う課題等を検討するため、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施し、令和2年3月には「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について（最終とりまとめ）」（石綿ばく露者の健康管理に関する検討会）が示され、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。

本業務である「石綿読影の精度に係る調査」（以下「読影調査」という。）は、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に調査を行うものである。

II. 委託業務の実施場所

大阪市健康局保健所管理課審査・給付グループ

III. 委託業務の実施期間

令和2年8月31日から令和3年3月31日

IV. 委託業務の実施方法

1. 参加対象者

原則として、下記条件を満たす者を参加対象者とした。

- ①大阪市が実施する読影調査の内容を理解し、読影調査への協力に同意する者
- ②既存の胸部エックス線検査画像を提供可能な者

ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから、本調査の対象外とした。

2. 調査方法

(1) 石綿読影の精度に係る調査

(ア) 広報活動

大阪市は、参加者の募集に関して、ホームページに掲載、また、過去の調査参加者への個別通知などの広報活動を行った。

(イ) 受付、問い合わせ対応

大阪市は、電話、FAX等複数の手段によって、参加者の受付や問合せに対応した。

参加者に対しては、インフォームドコンセントに注意し、読影調査の説明を行った上で、同意書（参考様式1）により同意をとった。

(ウ) 石綿ばく露の把握

大阪市は、「エ.石綿関連疾患の評価」を行う際の参考情報として、調査票（参考様式2）を用いて、参加者の石綿ばく露の状況を把握した。

(エ) 石綿関連疾患の評価

a) 胸部エックス線検査画像の取り寄せ及び1次読影

大阪市は、参加者の胸部エックス線検査画像及び検査結果を取り寄せた。なお、既存検診から取り寄せを行った場合は、既存検診の自己負担分に相当する額及び取り寄せ費用について、読影調査の委託費で負担した。

次に、大阪市は、読影医（6名）による読影委員会を設置（6回程度）し、上記画像について石綿関連疾患に着目した読影（以下「1次読影」という。）を行った。1次読影では、1次読影チェックシート（参考様式3）を用いて、画像所見等の有無や石綿読影による判定を行った。なお、1次読影を行う際は、既存の胸部エックス線撮影日からなるべく間を空けず実施するよう努めた。

大阪市は、1次読影実施者の調査票、胸部エックス線検査画像、1次読影チェックシート及び1次読影時のその他参考資料（以下、「自治体資料一式」という。）を環境省または環境省から調査を請け負う事業者（以下「事務局」という。）に送付した。

大阪市は、1次読影の結果「要精密検査」と判定された者に対して、石綿読影の結果を通知し、すみやかに精密検査を受診するよう勧奨した。ただし、その際、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明した。

また、大阪市は、1次読影で「精密検査不要」と判定された者に対して、事務局からの2次読影の結果を踏まえ、最終的な石綿読影の結果を通知するとともに、2次読影で「要精密検査」と判定された者に対しては、すみやかに精密検査を受診するよう勧奨した。ただし、その際、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明した。

b) 精密検査

大阪市は、上記読影において所見が見られ、「要精密検査」と判定された者の内、「要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）」と判定された者が精密検査を受診した場合は医療機関から精密検査の診断結果を取り寄せた。その際、精密検査として胸部CT検査を実施した場合は、胸部CT検査画像についても取り寄せた。取り寄せた診断結果及び胸部CT検査画像は、事務局へ送付するとともに読影委員会へフィードバックし共有することで、翌年以降の読影調査の活用を努めた。また、大阪市は、精密検査において石綿関連疾患（疑い含む）と診断された者に対して、必要に応じて石綿健康被害救済制度や労災保険制度等について案内を行った。

なお、大阪市は、精密検査の診断結果の取り寄せを行った場合は、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に掲げる費用について、読影調査の委託費で負担した。ただし、大阪市は、上記自己負担分の費用を支払った際には、支払った内容について独立行政法人環境再生保全機構と情報共有を行った。

(オ) 会議等への参加

担当者が環境省主催の検討会（WEB会議）に参加した。

(2) 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査

(ア) 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査への協力

大阪市は、事務局が読影調査とは別途実施する「有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査」について、住民への周知や事務局からの問い合わせ等に協力した。

3. 委託業務報告

- (1) 令和2年度石綿読影の精度に係る調査報告
表1～表6のとおり
- (2) 参考資料
別添1～別添10のとおり

令和2年度 石綿読影の精度に係る調査報告

表1:参加者の年齢階層別人数

(単位:人)

	男性		女性		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
40歳未満		0.0%		0.0%		0.0%
40～49歳	1	3.8%		0.0%	1	2.2%
50～59歳	6	23.1%	4	21.1%	10	22.2%
60～69歳	4	15.4%	6	31.6%	10	22.2%
70～79歳	9	34.6%	5	26.3%	14	31.1%
80～89歳	6	23.1%	4	21.1%	10	22.2%
90歳以上		0.0%		0.0%		0.0%
合 計	26	100.0%	19	100.0%	45	100.0%

表2:参加者の喫煙歴等

(単位:人)

	男性		女性		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
非喫煙者	7	26.9%	16	84.2%	23	51.1%
過去の喫煙者	15	57.7%	3	15.8%	18	40.0%
現喫煙者 プリンクマン指数600未満	3	11.5%		0.0%	3	6.7%
現喫煙者 プリンクマン指数600以上	1	3.8%		0.0%	1	2.2%
合 計	26	100.0%	19	100.0%	45	100.0%

※ プリンクマン指数 = [1日当たりの喫煙本数] × [喫煙年数]

表3:参加者のばく露歴

(単位:人)

	男性		女性		合計	
職歴	15	57.7%	6	31.6%	21	46.7%
家庭内	2	7.7%	3	15.8%	5	11.1%
立入・ 屋内環境	1	3.8%	1	5.3%	2	4.4%
その他	8	30.8%	9	47.4%	17	37.8%
合 計	26	100.0%	19	100.0%	45	100.0%

表4:一次読影医について

No	主科	診療従事年数(年)
1	呼吸気内科	17
2	呼吸気内科	6
3	呼吸気内科	7
4	呼吸気内科	6
5	呼吸気内科	7
6	呼吸気内科	5

表5:一次読影での所見

1. 項目別人数

参加者数(石綿ばく露の把握者数)	45
1次読影 実施者数	45 (100%)
うち 要精密検査者数	10 (22%)

2. X線検査

(単位:人)

	合計	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上
画像検査受診者	45	0	1	10	10	14	10	0
石綿関連所見実人数	20	0	0	1	4	9	6	0
①胸水貯留	2	0	0	0	0	2	0	0
②胸膜プラーク	9	0	0	0	0	7	2	0
③びまん性胸膜肥厚	4	0	0	0	0	3	1	0
④肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	1	0	0	0	0	1	0	0
⑤肺線維化所見(不整形陰影)	1	0	0	0	0	1	0	0
⑥その他の所見	14	0	0	1	4	4	5	0

※ ①~⑥で複数の所見が出た者は全て計上している。①~⑥の合計は実人数とは一致しない
 ※ 小数点以下第2位を四捨五入

3. CT検査(一次読影でCT検査が必要とされた参加者)

(単位:人)

	合計	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上
画像検査受診者	8	0	0	0	0	5	3	0
石綿関連所見(疑いを含む)実人数	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
①胸水貯留	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
③びまん性胸膜肥厚	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④胸膜腫瘍(中皮腫)疑い	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺野の間質影	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥円形無気肺	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦肺野の腫瘤状陰影(肺がん等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧リンパ節の腫大	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②胸膜プラーク且つ⑤肺野の間質影あり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ ()内は疑い(内数)

※ ①~⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①~⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜プラーク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

表6:二次読影での所見

1. 項目別人数

参加者数(石綿ばく露の把握者数)	45
1次読影 実施者数	45 (100%)
2次読影 実施者数	35 (78%)
うち 要精密検査者数	2 (4%)

2. X線検査

(単位:人)

	合計	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上
画像検査受診者	35	0	1	10	10	7	7	0
石綿関連所見実人数	9	0	0	0	3	2	4	0
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク	2	0	0	0	0	0	2	0
③びまん性胸膜肥厚	0	0	0	0	0	0	0	0
④肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺線維化所見(不整形陰影)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥その他の所見	8	0	0	0	3	2	3	0

※ ①~⑥で複数の所見が出た者は全て計上している。①~⑥の合計は実人数とは一致しない
 ※ 小数点以下第2位を四捨五入

3. CT検査(二次読影でCT検査が必要とされた参加者)

(単位:人)

	合計	40歳未満	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上
画像検査受診者	1	0	0	0	0	0	1	0
石綿関連所見(疑いを含む)実人数	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
①胸水貯留	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
③びまん性胸膜肥厚	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④胸膜腫瘍(中皮腫)疑い	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺野の間質影	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥円形無気肺	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦肺野の腫瘤状陰影(肺がん等)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧リンパ節の腫大	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②胸膜プラーク且つ⑤肺野の間質影あり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ ()内は疑い(内数)

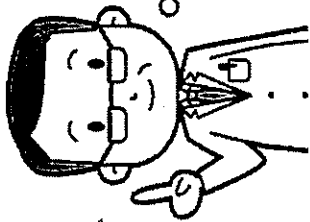
※ ①~⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①~⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五入

※ 胸膜プラーク且つ肺野の間質影がある者について、2所見のうち、いずれかが「疑い」であれば、()の所見疑いに計上

令和2年度より

石綿（アスベスト）読影の精度確保にかかる調査を実施します



大阪市では、調査の委託を受けて、過去に石綿（アスベスト）にばく露した可能性のある方に対し、健康被害への不安をやわらげるとともに、ご自身の健康管理に役立てていただくため、石綿読影の精度にかかわる調査を実施します。

対象者（原則として、次のすべてを満たす方が対象です。）

- ① 現在、大阪市内に居住している方
- ② 令和2年10月から12月にかけて実施する本市の結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部エックス線画像を本調査のために提供することに同意していただく方

03

内容

専門医による胸部エックス線画像の読影

定員

先着順 80名

申し込み方法

電話にてお申込みください。
(電話によるお申込みが難しい場合はFAXにてお申込みください。)
※後日、本市から調査票や同意書など必要書類を郵送します。

申し込み期間

令和2年9月7日（月）～令和2年11月30日（月）
※定員となり次第、申し込みを終了します。

お申し込み・お問合わせは

電話 06-6647-0792 FAX 06-6647-0803
大阪市保健所管理課 審査・給付グループ まで

※裏面につづく

一調査のなかれー

① 書類の返送

電話で申し込み後に、保健所管理課（審査・給付グループ）より送付します「調査票」「同意書」「結核健診希望票」などの書類に必要事項を記入のうえ、保健所管理課（審査・給付グループ）あてに返送していただきます。



② 結核健診の受診

令和2年10月～12月の期間に、北区・淀川区・天王寺区・生野区・住吉区・平野区・西成区のいずれかの保健福祉センターにおいて結核健診（無料）を受診していただきます。



③ 石綿読影の実施

結核健診で撮影した胸部エックス線画像による石綿読影を2回（本市において一次読影、環境省において二次読影）実施します。



④ 結果通知

二次読影終了後に、本市から石綿読影結果をお知らせします。ただし、精密検査が必要と判定された場合はその都度お知らせします。また、結核健診で精密検査が必要と判定された場合にも、別途お知らせします。



⑤ 精密検査

石綿関連疾患による精密検査が必要と判定された場合、市内の医療機関で精密検査を受診していただきます。なお、精密検査において実施するCT撮影の費用のみ本市が負担します。

別添

同意書

私は、大阪市が実施する「石綿読影の精度確保に係る調査」（以下、読影調査という。）について、石綿読影の精度確保に係る調査計画書に記載された調査目的や内容を理解するとともに、以下のすべてについて確認の上、読影調査に協力することに同意します。

（確認項目の□にレ点をつけて下さい。）

- 読影調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- 読影調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- 読影調査の対象者要件を満たすこと（調査目的・内容を理解していること。胸部エックス線検査画像を参加自治体に提供可能であること。現在、呼吸器疾患で医療機関を受診しておらず、「呼吸器疾患の疑いで医療機関を受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）」に該当しないこと。）
- 読影調査において、検診で撮影した胸部エックス線検査画像を利用すること
- 環境省（環境省から調査を請け負う事業者含む。）（以下「事務局」という。）が平成 27～令和元年度に実施した「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加した者は、その際得られた検査画像データを比較読影に利用する場合があること
- 読影調査で「要精密検査」と判断され、精密検査を受診した場合、大阪市が受診先医療機関に診断結果等を照会し、情報を得ること。また精密検査の費用については、参加者本人に費用負担が発生する場合があること
- 読影調査に参加することによって、中皮腫等の石綿関連疾患について、必ず早期発見できるとは限らないこと
- 中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、事務局及び大阪市において適正に管理・保管された上で、本調査において利用すること
- 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、読影調査の目的の範囲内の利用に加え、事務局による「有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査」や画像を活用した事例集の作成等、石綿ばく露者の健康管理対策のための事業において別途利用する場合があること
- 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、読影調査の目的の範囲内の利用に加え、法令上の措置に必要な範囲で、独立行政法人環境再生保全機構において利用する場合があること
- 読影調査で得られた結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること

大阪市長 殿

（同意者） 年 月 日

氏 名： _____ 印

住 所： _____

電話番号： _____

石綿読影の精度に係る調査 石綿ばく露の状況 調査票

※太枠のみ記入してください。

		ID		
フリガナ		記入日	年	月 日
氏名		生年月日	年	月 日(歳)
現住所	〒 -	性別	男 ・ 女	
		連絡先	() -	

※あてはまる□に✓印をつけ、必要事項を記入してください。

現在までに、大きな病気にかかったことはありますか。
 無
 有 → 発症時の年齢 _____ 歳 、 病名 _____

喫煙歴はありますか。
 無
 有 → _____ 歳頃～ _____ 歳頃まで1日約 _____ 本

家族や同僚で石綿関連疾患※にかかった人はいますか。 ※石綿関連疾患：中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚 等
 無
 有
 わからない

1. 現在までの職歴(アルバイト等短期間の仕事も含む)において、石綿を取り扱う下記の作業または、同作業現場で事務や経理等をしたことがありますか。
 無
 有

(1)建築物の補修、解体、石綿などの吹きつけ (5)石綿繊維製品の製造、使用
 (2)断熱や保温のための被覆作業、その補修 (6)ブレーキライニングなど摩擦材の製造
 (3)船舶、車両の製造、補修 (7)その他石綿に関連する作業
 (4)スレート板など建築材料の製造、切断 ()

2.ご家庭で下記のような経験をしたことがありますか。
 ご家族が石綿を扱う仕事をしており、作業着・マスクや道具を自宅に持ち帰っていた。
 石綿に関する作業が、自宅で行われた。

3.下記のような経験をしたことがありますか。
 自宅や職場の天井や壁に石綿が吹き付けられていた。
 職場以外の石綿取扱施設に出入りをしていた。

※その他、石綿のばく露の機会について心当たりがあれば記入してください。

石綿読影の精度確保にかかる調査に参加される皆様へ

この度、お申込みいただきました石綿読影の精度確保の調査について、結核健診の受診日時および受診場所については、「結核健診受診希望表」により次のとおり受診してください。

結核健診日時・場所

氏名： _____

日時： 令和〇年〇月〇日（〇）

_____ : _____ ~ _____ :

場所： 〇〇区保健福祉センター（〇〇区役所）

結核健診の受付時には必ず提示してください。

お問い合わせ等は

大阪市保健所 管理課（審査・給付グループ）

TEL (06) 6647-0793

までお願いします。

大阪市立大学医学部附属病院 様

令和 年 月 日

紹介状

日頃より大変お世話になっております。

令和2年10月～12月、大阪市において、石綿のばく露歴があると考えられる方を対象として、レントゲン検査を実施いたしましたが、下記の所見が認められました。

次の患者様を紹介申し上げます。

氏 名 (男)

生年月日 昭和 日

特記事項 石綿関連所見、他所見が認められました。

今回のレントゲン検査にて、

石綿関連所見 胸膜プラーク (右)
他所見 両側肺動脈拡大、心拡大

が認められました。

ご精査、ご加療の程、よろしく申し上げます。

大阪市保健所

医師 吉田 英樹

〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメッセ10F

TEL:(06)6647-0793

※ 大阪市保健所は医療機関です。

令和3年2月 日

〒547-0026

大阪市

様

大阪市保健所長

石綿読影の精度に係る調査の検査結果について

この度は、本調査にご協力いただきありがとうございます。

つきましては、本調査における読影結果についてお知らせいたします。

検査の結果

石綿関連所見

（胸膜プラーク【右】）の疑いが認められました。より詳しい診断を行うため、胸部 CT 検査を受けてください。

その他の所見

（両側肺動脈拡大・心拡大）の疑いが認められました。他の疾患の可能性も否定できませんので、念のため、胸部 CT 検査を受けてください。

必ずお読みください

所見は認められたが治療の必要がないとされた方及び所見が認められなかった方につきましても、何かお体に異常を感じた場合は、すみやかに医療機関で受診してください。

なお、胸痛、呼吸困難などの症状があらわれた場合は、受診の際、必ず石綿ばく露歴があることを医師へ伝えてください。

また、肺がんの最大の要因は喫煙であり、喫煙と石綿ばく露の両方を受けると、肺がんの危険性は相乗的に高くなることが知られています。喫煙も石綿ばく露もない人の肺がんの危険性を1とすると、喫煙者は約10倍、石綿ばく露者は約5倍、喫煙をする石綿ばく露者は約50倍とする報告があります。肺がん発生の危険性を減らすためには、禁煙することが大切ですので、禁煙に努めてください。

《お問い合わせ先》

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7

あべのメディックス10階

電話：06-6647-0793 ファックス：06-6647-0803

〒547-0026

大阪市

様

大阪市石綿読影の精度にかかる調査 精密検査のご案内

平素は本市の保健行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年に受診いただきました石綿読影の精度にかかる調査で、所見が認められましたので、CT検査の受診をお願いいたします。

なお、受診当日は健康保険証と本案内状のご持参をお願いいたします。(大阪市立大学医学部附属病院の受診券をお持ちの方は併せてご持参ください)

受診についてご不明な点、またキャンセル等のご連絡がある場合は、なるべくお早めに問い合わせ先の大阪市保健所管理課までご連絡ください。

定められた検査項目内(初診料・再診料・CT検査費用)に限り、自己負担は発生ませんが、それ以外に医師が必要とした検査・診療については、保険診療にかかる自己負担分の料金が発生いたしますのでご了承ください。

あなたの精密検査日時・場所

日 時：令和3年3月8日(月) 9時00分～

(8時55分までに受付におこしください。)

ところ：大阪市立大学医学部附属病院

- ・ 当日は 1階 ②番 窓口までお越しいただき、石綿の精密検査で来院された旨お知らせいただき、健康保険証(診察券をお持ちの方は併せて)と本案内状をご提示ください。
- ・ 当日の状況により長時間お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 事前にご記入いただく資料等は不要です。

お問い合わせ等は

大阪市保健所 管理課(審査・給付グループ)

TEL (06) 6647-0793

までお願いします。



大阪市立大学医学部附属病院

Osaka Metro 御堂筋線「天王寺駅」

西改札を出て13番、14番出口方面へ(徒歩 約7分)

Osaka Metro 谷町線「天王寺駅」

南西・南東改札を出て直進し、階段を上り右、13番、14番出口方面へ(徒歩 約9分)

Osaka Metro 御堂筋線・堺筋線「動物園前駅」御堂筋線・堺筋線

東改札を出て右、2番出口方面へ(徒歩 約8分)

JR西日本「天王寺駅」大阪環状線・大和路線・阪和線・関西空港線・きのくに線

中央改札口を出て左へ(徒歩 約9分)

大阪市石綿健康被害調査委員会委員

任期:令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

委員長	渡 辺 徹 也	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科学 講師
委員	岩 崎 剛 平	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科
委員	川 井 隆 広	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科
委員	中 濱 賢 治	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科
委員	西 村 美沙子	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科
委員	山 根 健 志	大阪市立大学大学院医学研究科呼吸器内科

五十音順

石綿読影の精度に係る調査業務実施要領

1. 目的

環境省においては、令和2年度より5年間の予定で、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備することによって、石綿読影の精度向上に向けた知見を収集することを目的とした調査（以下「本調査」という）を行うこととしている。

本市としても、従前より、「石綿の健康リスク調査」や「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」（以下「試行調査」という）に参画してきた経緯を踏まえ、今後とも、石綿による健康被害を早期に発見し、石綿関連所見の市民の健康管理を支援するために本調査に参画する。

2. 参加対象者

原則として、下記の条件を満たす者を参加対象者とする。ただし、受付は先着順に80名とする。

- ① 現在大阪市内に居住している者
- ② 本調査の内容を理解し、令和2年10月から12月にかけて実施する本市の結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部X線画像を本調査の読影のために提供することに同意する者

3. 実施方法

(1) 周知について

本調査の参加者（以下「参加者」という）の募集に関しては、本市ホームページに掲載するなどの方法により周知する。

また、昨年度までの試行調査に参加し、調査の結果、石綿疾患の確定診断を受けていない者に対しては、別途、個別に郵送等での周知を行う。

(2) 受付・問合せ対応について

- ① 参加者の受付は、9月以降に電話等により保健所管理課審査・給付グループ（以下「審査・給付グループ」という）（TEL06-6647-0793）において行う。
その際、参加希望者に対して次の事項を説明する。
 - (ア) 本市の保健福祉センターで実施する結核健診を受診するとともに、当健診で撮影した胸部X線画像を本調査の読影のために提供することに同意すること。
 - (イ) 結核健診はサーバー設置区の北区、淀川区、港区、天王寺区、生野区、住吉区、平野区、西成区の8区のいずれかで受診するとともに、受診当日は結核健診の問診も受けること。また、結核健診で要検査と判断された場合の結果連絡は審査・給付グループから行うこと。
 - (ウ) 参加希望者は「結核健診一覧表」に基づいて結核健診の受診区と受診日を選択し、「結核健診希望表」に記入すること。
 - (エ) 結核健診受診当日を含め、本調査に関する問い合わせは、全て審査・給付グループまで行うこと。
- ② 審査・給付グループは、受付後、参加希望者に対して「調査票」、「同意書」、「結核健診希望票」、「結核健診一覧表」、「返送用封筒」など本調査に必要な資料を郵送する。

(3) 結核健診の受診連絡等について

- ① 審査・給付グループは、参加希望者から返送された「調査票」、「同意書」、「結核健診希望票」の記載内容に疑義がある場合は、参加希望者に連絡を取り、その記載内容の確認等を行うことで参加者であることを確定させる。
- ② 参加者であることが確定したら、審査・給付グループは、参加者の結核健診の受診日を該当区の保健福祉センター及び放射線技術検査所に連絡する。合わせて、該当区の管理医師に対しては、当該保健福祉センターを通じて、参加者が結核健診を受診する旨の情報提供を行う。
- ③ 結核健診の終了後、審査・給付グループは、参加者の受診の有無を放射線技術検査所（西成区以外）及び西成区保健福祉センターに確認する。

(4) 胸部X線画像の取り寄せについて

本調査で使用する胸部X線画像は、結核健診での胸部X線画像から作成したCD-Rを取り寄せて使用する。

① 西成区を除く7区

放射線技術検査所の放射線技師が当該健診を実施した週の金曜日に感染症対策課において結核健診で撮影した参加者の胸部X線画像からCD-Rを作成し、その作成したCD-Rを審査・給付グループが受理する。

② 西成区

結核健診の受診有無を西成保健福祉センターに確認する際に、参加者の胸部X線画像からCD-Rを作成することを依頼し、その作成したCD-Rを運送にて西成区保健福祉センターから審査・給付グループが受理する。

(5) 結核健診と本調査との関係について

本調査は(4)で作成し取り寄せたCD-Rを使用して、結核健診とは別に(6)以下の手順で読影などを実施する。従って、結核健診での読影などは本調査とは関係なく従来通りの内容での実施となる。

なお、本調査の参加者が結核健診での読影で石綿関連疾患に限らず要検査が必要との判断がされた場合には、管理医師はその旨を審査・給付グループに連絡し、審査・給付グループから参加者へ要検査である旨の連絡を行う。

(6) 一次読影会について

- ① 審査・給付グループは、原則、月2回定例的に「石綿健康被害調査委員会」（以下、「委員会」という）を開催して一次読影会を実施する。ただし、急が要する事案があると認められる場合は、適宜、委員会を開催する。
- ② 委員会は6名以内の委員をもって構成する。なお、構成する委員は、試行調査における精密検査での経過などを踏まえて、大阪市立大学医学部附属病院（呼吸器内科）に選出を依頼する。
- ③ 一次読影は、参加者の「胸部X線画像」と「調査票」を用いて複数の委員で行い、読影結果を「一次読影・読影チェックシート」に記入する。
- ④ 一次読影の結果、「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判断された場合は、速やかに参加者にその旨を通知し、精密検査受診の勧奨を行う。
- ⑤ 一次読影の結果、石綿関連疾患の疑い以外で「要精密検査（その他）」と判定された場合においては、参加者に検査を要する旨の通知を行って近隣の医療機関での受診を促す。

(7) 二次読影会について

- ① 一次読影の結果、「要精密検査不要」、「要精密検査（その他）」と判定された者については、環境省において二次読影を行うため、審査・給付グループは一次読影の関連資料（胸部X線画像、調査票、一次読影チェックシートなど）を郵送にて速やかに送付する。
- ② 二次読影の結果、「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判断された場合は、速やかに参加者にその旨を通知し、精密検査受診の勧奨を行う。
- ③ 一次読影で「要精密検査不要」と判定された者が、二次読影で石綿関連疾患の疑い以外で「要精密検査（その他）」と判定された場合においては、参加者に検査を要する旨の通知を行って近隣の医療機関での受診を促す。

(8) 石綿読影の結果通知について

二次読影においても「要精密検査不要」、「要精密検査（その他）」と判定された者に対しては、環境省からの二次読影の結果を受けて、石綿関連疾患に関しては問題がない旨を参加者に通知する。

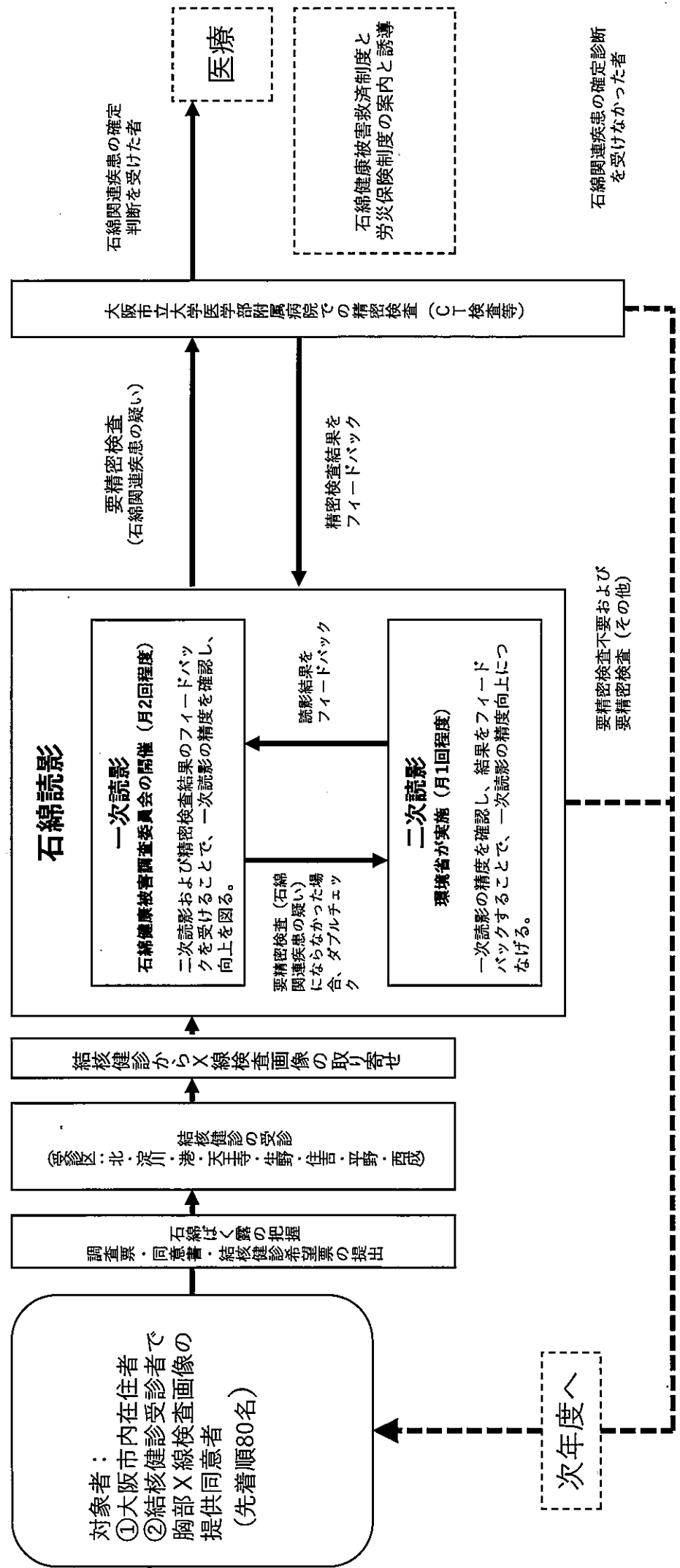
(9) 精密検査について

- ① 精密検査は、一次読影、二次読影において「要精密検査（石綿関連疾患の疑い）」と判定された者を対象に、すみやかに精密検査を受診するように勧奨することを通じて行う。
- ② 本調査の精密検査医療機関は、試行調査における精密検査での経過などを踏まえて、大阪市立大学医学部附属病院とする。
- ③ 審査・給付グループは、要精密検査対象者の「紹介状」を作成するとともに、大阪市立大学医学部附属病院との間で精密検査の日程調整を行い、要精密検査対象者に対して検査日の連絡を行う。
- ④ 精密検査医療機関が必要と認める場合は、精密検査において胸部CT検査を実施する。この場合、精密検査における胸部CT検査の自己負担費用は環境省が負担するため、本市が当該胸部CT検査の参加者自己負担分に相当する額を精密検査医療機関に支払う。
- ⑤ 参加者が精密検査を受診した後に、審査・給付グループは精密検査医療機関から診断結果（胸部CT検査画像を含む）を取り寄せる。なお、取り寄せた診断結果は、次年度以降の読影会などでの活用に生かすことを目的に委員会にフィードバックして情報の共有を図る。
- ⑥ 審査・給付グループは、精密検査において石綿関連疾患（疑い含む）と診断された者に対しては、国の石綿健康被害救済制度や労災保険制度等について案内と誘導を行う。

(10) その他

本調査は結核健診の枠組みを利用する関係上、審査・給付グループは、感染症対策課と情報の共有を図りながら本調査の実施に努めるものとする。

石綿読影の精度確保にかかる調査業務（本市の業務フロー）



令和2年度環境省委託業務報告書

令和2年度石綿読影の精度に係る調査（大阪市）委託業務

令和3年3月31日

発注者 環境省大臣官房

環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6387) FAX : 03-5510-0122

E-mail ISHIWATA@env.go.jp

受託者 住所 大阪市北区中之島1-3-20

名称 大阪市保健所管理課審査・給付グループ